

相談急増「ロコ・ロンドン金取引」 －「勧誘されてもかかわらない」「絶対にお金を預けない」－

5月27日の新聞で、

山口・福岡・熊本の三県警合同捜査本部が、26日、「ロコ・ロンドン金取引」と呼ばれる海外での金の保証金取引をめぐる、「必ずもうかる」などとうその説明をし、高齢者に契約を結ばせたなどとして、特定商取引法違反の疑いで福岡市博多区の取引仲介会社ベストパートナーや関係先の計10か所を家宅搜索した。

との報道がありました。

県内でも、「ロコ・ロンドン金取引」に関する消費者からの相談は、平成19年1月から20年5月までに、12件寄せられています。

国民生活センターでも消費者に対して注意を喚起しています。

詳しくは、国民生活センターホームページ http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20080527_2.html をご覧ください。

※ ロコ・ロンドン金取引とは、顧客から預かった保証金を担保に、ロンドンで行われる金の現物取引に売買注文を出し、金価格の変動に応じて利益を得る取引。この取引は保証金の数十倍の取引が可能だが、大きな損失が発生するおそれがある。
なお、近時、取引の名称に「ロコ・ロンドン」ないし「金」という語句を用いていないケースが見受けられる。取引の対象となる貴金属は「金」だけでなく、「銀」や「プラチナ」となることもある。

こうしたトラブルに遭わないためには、次のようなことが大切です。

消費者へのアドバイス

(1) 電話や自宅訪問で勧誘されたら

- ・自分にかかわっても時間の無駄であると思わせる。
- ・付け入る隙を与えない。
- ・自分には「興味も、関心もない」と言って、はっきり断る。

(2) 契約を迫られたら

- ・その場では契約しない。
- ・業者が提示する書面に署名・押印を求められても応じない。
- ・その場の雰囲気ではっきり断れない場合は、「一晩考えたい」「家族に相談したい」と言って、とりあえず帰ってもらい、後日、業者から契約等を迫られても、自宅に入れたりせず、「自分には必要のない取引なので、契約はしません」とはっきり断る。

(3) 入金を迫られたら

- ・絶対にその日にお金を預けてはいけない。
- ・とにかく業者には一度帰ってもらい、すぐに信頼できる人に相談し、自分だけで判断しない。
- ・断っても強要されるようであれば、迷わず110番する。後日、業者から入金を迫られても、「自分は取引するつもりはないので、証拠金(保証金)はいっさい預けません」とはっきり断る。

(4) トラブルとなったら

- ・とにかく早めに消費生活センター等へ相談する。

このメールをご覧いただいた方は、この情報を消費者団体・社会福祉団体・老人クラブ等の構成員や、友人、知人、近所の人などに教えていただきますようお願いいたします。